

### 1.弁護士の仕事

皆さんは、弁護士の仕事についてどんなイメージをもたれますか？ドラマや小説では、法廷で検事と丁々発止論を戦わせる場面があります。また、事件報道で、弁護士が会見したり、法廷でテレビ撮影に応じたり、裁判所に書類を提出するところがテレビで流されるシーンを見られた方もいらっしゃるでしょう。確かに、上記のような活動をすることはあるのですが、極めて一面的で、偏ったものです。

そもそも、弁護士は、法律実務の専門家ですから、抽象的に言えば、法律を扱い、個人の問題・社会の問題に切り込むという側面があります。その意味で、弁護士の職務は、社会との接点を避けて通ることは出来ません。世の中に対する関心が絶対に必要なのです（ただし、世の中との接点を持たないような仕事は皆無ですから、どのような仕事でも社会・世の中・周りへの関心なしには成り立たないことは同じですが…）。

まず、個人の問題とは、人と人との間、会社と人との間、あるいは、会社間のトラブルのことです。もちろん、トラブルには様々なものがあります。例えば、

- ①ある会社が物を購入したが、お金をないことを理由に払ってくれない。
- ②ある商品を購入したが、その商品が健康を害するものであって、取り返しのつかない健康被害を被った。
- ③隣人の出す音楽の音がうるさく、我慢が出来ないだけでなく、ノイローゼになってしまった。
- ④インターネット上に、自分の情報が勝手に書き込まれたり、あるいは、嘘の情報をばらまかれ、プライバシーを傷つけられたり、名前も傷つき、心療内科に通院しなければならなくなったり。
- ⑤自分の会社が世界に先駆けて創造したキャラクター商品とよく似たプラモデルを、別の会社が勝手に作って、販売している。そのため、自分の会社の売り上げが下がってしまった。
- ⑥自転車に乗っていた時、近くを歩いていた人にぶつかって、大怪我をさせてしまったため、その人から損害を賠償するように請求を受けている。
- ⑦経済的に困窮していて、やむを得ず、子どもを置き去りにしてしまったため、警察に捕まってしまった。

このようなトラブルを社会が決めたルールを用いて、妥当な解決を目指す。これが、弁護士の職務の一ということになります（ただし、妥当な解決というのは、決して、自分に都合のよい解決ばかりではありません）。

もうひとつ、個人・会社のトラブルと関連して、そのようなトラブルの発生を防止するために知恵を絞るという場合もあります。紛争・トラブルというのは、発生してしまうと、解決

までに多大なエネルギーを必要とします。場合によっては、解決しないまま、何十年も経過してしまうこともあります（例えば、水俣病患者の問題は、最近でも裁判となっていることは、ご承知かもしれませんね）。その意味では、紛争が発生しないように手当しておくことも大切な役割になります。

さらには、弁護士が関わる職責としても一つあります。社会的な役割を果たすことがそれです。例えば、弁護士会には、様々な意見を持っている人がいますが、その意見を集約し、関係する省庁にルールを作るよう働きかけることです。弁護士法では、弁護士の使命を基本的人権の擁護と社会正義の実現とし、そのために弁護士は、社会秩序の維持と法律制度の改善に努めると定めていますが、まさに、この規定を体現した役割がここに該当するものです。加えて、弁護士の職務と直接的な関係はないのですが、弁護士資格を持つつ、行政機関に出向し、あるいは、政治家になり、ルールの制定に直接関わる人もいます。

個人的な話で恐縮ですが、ルールを作るよう働きかける意味をわかっていただきたいので、経験談を書かせていただきます。数年前、私は、弁護士会の消費者保護委員会・投資問題部会のセクションで責任者をしていました。この時、世の中では、FX取引（外国為替証拠金取引）という投資商品が、ほとんど規制がないままに販売されていました。そのため、多くの人たちが、甘言にだまされて大きな経済的損害を被るという状況になっていたのです。その中で、この取引自体を、他の投資商品と同様のルールを課すように監督官庁に働きかけ、立法化を進めるよう意見を取りまとめて要請したわけです（なお、その後も、多くの弁護士が働きかけを継続し、ルール化をみた結果、これらの被害は相当減少しました）。

こういう職務は、ほぼボランティアですが、弁護士としてのやりがいを感じる領域でもあります。

### 2.弁護士になるには

このような弁護士になるために司法試験があり、司法試験の受験資格を得るために法科大学院の履修が必要になるというのが、今的一般的なあります（ただし、この点は、予備試験の存在など、別ルートが存在していますし、法科大学院の有りよりも多大な問題点をはらんでいる関係上、弁護士資格を取得する制度そのものが流動的といえます）。

憲法などの具体的な法律や事例を学んで、司法試験に臨むことになるわけですが、これは、主として大学入学後に研鑽すればよいわけで、中学・高校から、大学時代にするような法律解釈学・事実認定の学習をする必要はありません。

しかし、司法試験のための基礎素養、弁護士としての職務を遂行するにあたり持つてもらいたい力というのも考察

できるわけで、これを中学・高校時代に培っておくというのも、意味のあることでしょう。特に、本稿は、中学・高校生の皆様が読むという前提があるので、弁護士として仕事をする上で大切なこと、特に法学部など大学に入学する前にしておいた方がよいことを軸に、以下に説明をしたいと思います。

### 3.多様な関心と、豊富な雑学

弁護士が取り扱う事件は種々雑多なものがあります。誤解を恐れずに言えば、世の中で起こる事象全てにおいて、トラブルの芽というものは存在します。

ある日の新聞に書かれている記事で、トラブル・法律問題と関わりがありそうなものをピックアップすると、「A社、B社の事業買収」「選挙権年齢18歳に下げ」「宇宙で創薬研究」「選挙権における一票の格差問題」「投資家対象の私募ファンドの運用状況、今夏から公表」「損失隠しを受けて取締役の退任を決めていた」「食品の放射性物質の基準厳しく」「美容家電、男心つかむ」「日本酒輸出3年で倍増」「しずちゃん、頭部CT検査異常なし」「ベアリング大手告発へ カルテル疑い」「自主避難地域住民らに原発賠償巡り和解案」「冷蔵庫発火で無償点検」「風俗店13歳働かせる」「増える空き家倒壊防げ」などなど、他にもたくさんありました。

そもそも法律は、社会を運営させるためのルールであり、あまねく領域に及んでいます。法律問題・トラブルは非常に広範な範囲をターゲットにしているため、色々な雑学は、あつた方が取り組みやすいといえます。また、雑学とはいえないまでも、ちょっとしたことに関心を広げていくという意識は持つておいてほしいところです。

その意味で、種類を問わず本をたくさん読み、映画をたくさん見て、友達といろいろな話をし、また経験を重ねていく。これらが関心を広げる土壤となり、ひいては、世の中に対する関心を生み出す原動力となりうるでしょう。

### 4.解決策や主張をひねり出す粘り強さ

粘り強さには、体力という面もありますが、ここでは、むしろ、思考に関する粘り強さを考えたいと思います。

もちろん、考え続けるには、体力がないとできません。直ぐ病気になる人が、物事を考え続けることはおよそ不可能でしょう。また、司法試験自体も長丁場で実施されるので、体力があった方がよいことは間違いません。しかし、ここでは、考え続けることの粘りも、体力とは別の観点から重要な力となってきます。

そもそも、弁護士が直面する課題は、勝てる事案ばかりではありません。今まで全く考えたことのない分野であるとか、

社会の進展で発展してきた分野（例えば、インターネット上のトラブル）であるというのも不思議ではありません。

しかも、受任した事件の中には、これまでの実例から見れば相手の方が勝てそうだな、というケースもたくさんあります。

しかし、相手が勝てそうだなというだけで、兜を脱いでしまっては、依頼者は納得しませんし、よりよい世の中というのは作れません。例えば、プライバシーというものは、今でこそ、当然の権利と考えられていますが、かつては、それが権利であるかどうか、さらには、裁判において保護すべき価値があるのかについて疑問視されていたものです。これを、裁判などをしていく過程で、プライバシーが保護に値する権利だという意識が醸成され、多くの人が価値あるものと認識するに至り、権利として社会的に承認されたようになったのです。

すなわち、今現在、当然とは目されていないが、新しい価値や利益、権利を創造する必要に迫られる場合も少なくないわけです。こういうのは、粘り強く考えなければ生み出すことは出来ないものです。また、知らないことを、一から調べて考えるためにも「思考の粘り強さ」が必要になることはいうまでもないでしょう。

昨今、暗記数学と呼ばれ、解答の道筋が出てこない時には、参考書に書いてある解説をすぐに見て、理解しつつ暗記することを推奨する方がおられます。この点については、粘り強く考えるという観点からすれば、必ずしも正しいとは言えないということになります。わからない問題を、ああでもなく、こうでもなく、という試行錯誤をめぐらせるというのも必要になってくるわけですが、暗記数学では思考の粘り強さのためには害と言わざるを得ないわけです。もっとも、暗記数学がすべからく間違っているというわけではありません。差し迫った入試に必要な場合もありますからね。

ここで私が言いたいのは、粘り強く考えることを、日常生活・学習の中で意識的に採り入れてほしいということなのです。経験上、中高の学習過程で粘り強く考える必要に迫られるのは数学である場合が多いと思うので、例として挙げたわけです。

#### Navi委員会からの質問



- Q1.高校時代は文系、理系、その他どの課程に属していましたか？

- A1.高校2年生終了までは文理共通クラス。高校3年生から文系クラスに所属（もともと、高校3年生になるまでは文系理系を含め、コース分けは全く存在ませんでした。また、確かに、3年生から文系クラスに所属するようになりましたが、高校3年生になってから初めて物理・化学を履修しましたし、数学も確率統計を高校3年生で履修する等、現在とはカリキュラムや制度が相当違うかもしれないですね）。